

## 香川県余裕期間設定工事試行要領（フレックス方式）

### （趣旨）

第1条 施工時期の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や、年間を通して働く環境整備を通じた技術者・技能者の処遇改善とともに、建設生産システムの改善にも資する重要な取組みであり、この要領は、余裕期間による柔軟な工期の設定により施工時期の平準化を図り、円滑な施工体制を確保するために土木部発注工事において試行する「余裕期間設定工事（フレックス方式）」について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において「余裕期間」とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいう。

- 2 この要領において「工事開始日」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備を開始する日をいう。
- 3 この要領において「実工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付けを含めた期間をいう。
- 4 この要領において「全体工期」とは、余裕期間と実工期をあわせた期間をいう。
- 5 この要領において「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう。）に着手する日をいう。

### （対象工事）

第3条 余裕期間を設定することが有益であると想定される工事の中から発注者が指定し、入札公告等で余裕期間設定工事（フレックス方式）である旨を明示した工事とする。

### （工事開始日の期限及び工事着手日）

第4条 工事開始日の期限は、契約締結の翌日から起算して60日以内（土日祝日を含む。）かつ工期の終期日までとし、受注者は、工事開始日の期限内の任意の日を工事開始日とができる。

- 2 受注者は、契約締結の日までに工事開始日を定め、実工事期間通知書（別紙1）により、発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

### （工期の終期日）

第5条 工期の終期日は、発注者が示した工事完了期限までの間で、任意に設定できる。

- 2 受注者は、契約締結日までに工期の終期日を設定し、実工事期間通知書（別紙1）により、発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が示す工事完了期限までに工事を完了させるものとするが、その期限を超

えて工期の延長が必要な場合には、従来どおり香川県工事請負契約約款第 21 条の規定に基づき、その必要性を判断の上、決定する。

(前金払の請求)

第 6 条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日までの現場管理等)

第 7 条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の配置)

第 8 条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第 9 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(特記仕様書)

第 10 条 余裕期間設定工事（フレックス方式）において適用する特記仕様書は（別紙 2）のとおりとする。

(入札公告等における記載方法)

第 11 条 余裕期間設定工事（フレックス方式）に係る入札公告等における記載方法は次のとおりとする。

- (1) 入札公告の「入札に付する事項」における「工期」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄の工期の記載は、「契約締結日から起算して〇〇日間を全体工期とする。」とする。
- (2) 入札公告の「入札に付する事項」における「その他」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄の記載は、「本工事は、香川県余裕期間設定工事（フレックス方式）である。」とする。
- (3) 入札公告の「その他事項」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄における記載は、「工事開始日、技術者の配置等の取扱い等については、「香川県余裕期間設定工事試行要領（フレックス方式）」の規定に基づき実施する。」とする。

(工事請負契約書における記載方法)

第 12 条 余裕期間設定工事（フレックス方式）に係る工事請負契約書における工期の記載は、発注者に通知した工事開始日から工期の終期日までの期間とすること。

(アンケート調査の実施)

第13条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。

(コリンズ (CORINS) への登録)

第14条 工事実績情報サービス (コリンズ) への受注登録については、工事開始日までに行うこと。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

#### 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙1)

(様式)

(日本産業規格A列4番)

実工事期間通知書  
(余裕期間設定工事 フレックス方式)

工事名

このたび落札した上記工事について、次のとおり実工事期間を定めましたので通知します。

工事開始日 年 月 日  
工期終期日 年 月 日

年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者名

香川県知事

殿

- ※1 契約締結日までに提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日は、本通知書に記載された工事開始日とする。
- 3 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、現場事務所等の建設又は測量及び資材の搬入並びに仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 4 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者)、監理技術者補佐(特例監理技術者を配置する場合)及び現場代理人を配置することを要しない。
- 5 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

本工事は、香川県余裕期間設定工事試行要領（フレックス方式）に基づく余裕期間設定工事（フレックス方式）であり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 契約図書に明示した工事を実施するためには、要する準備及び後片付けを含めた実工期に加えて、契約締結日から工事開始日の前日までの余裕期間を設けている。
2. 受注者は、契約締結日から起算して全体工期内の任意の日から工事開始日及び工期の終期日を定め、契約締結までに実工事期間通知書により発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
4. 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
5. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
6. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、受注者の責により現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の建設又は測量及び資材の搬入並びに仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
7. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）及び現場代理人を配置することを要しない。
8. 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
9. 契約保証の期間については、契約締結日から工期の終期日までを含む期間とする。
10. C O R I N S 登録は、工事開始日までに行うものとし、技術者の従事期間については、発注者に通知した工事開始日以降の期間で登録するものとする。
11. 約款第3条及び施工計画書並びに工事履行報告における工程表については、発注者に通知した工事開始日以降の期間で作成するものとする。
12. 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。